

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 条例第7条第1項に規定する立入調査（以下「立入調査」という。）を実施する職員は、防災等を所掌する課の職員をもってこれに充てる。この場合において、市長が必要と認めるときは、職員以外の者を同行させることができる。

2 市長は、職員に立入調査を実施させるに当たっては、あらかじめ所有者等に対し当該立入調査を実施する旨を通知するものとする。ただし、所有者等を確定できない場合は、この限りでない。

3 条例第7条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書（様式第1号）とする。

(助言又は指導)

第3条 条例第8条の規定による助言又は指導は、空き家等の適正管理について（助言・指導）（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第9条の規定による勧告は、空き家等の適正管理について（勧告）（様式第3号）により行うものとする。

(措置命令)

第5条 条例第10条の規定による命令は、空き家等の適正管理について（措置命令）（様式第4号）により行うものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) インターネットの利用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第7条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第5号）により、条例第10条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第6号）により意見を述べなければならない。

(緊急安全措置)

第8条 条例第12条に規定する緊急安全措置は、空き家の屋根材、外壁等の落下、飛散等により、道路、公園等を利用する市民に危害を及ぼすおそれがある場合に行う次に掲げる措置とする。

(1) シートでの覆い

(2) 防護ネットの設置

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急安全措置として市長が必要と認める措置

2 市長は、空き家等が危険な状態にあり、これを放置することが公益に反すると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し早急に危険な状態を回避するための措置を求めるものとし、当該所有者等が早急にこれを行えない場合又は所有者等が不明な場合は、直ちに前項に規定する緊急安全措置を行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月10日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

↑ ル ト ー メ チ ハ ヤ 6 ↓	← 9センチメートル →	
	第 号	
	身 分 証 明 書	
	写真	所 属
		職 名
		氏 名
		生年月日 年 月 日
	上記の者は、秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市 条例第30号）第7条の規定により立入調査を行う職員である。	
	年 月 日交付	
	秋田市長	
印		

（裏面）

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）
（立入調査）
第7条 市長は、空き家等の適正な管理のために必要な限度において、職員を必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田市長

印

空き家等の適正管理について（助言・指導）

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第4条の規定により、空き家等の所有者等は、その所有等に係る空き家等が危険な状態にならないよう、自らの責任において当該空き家等を管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有（管理・占有）する次の空き家等につきましては、調査の結果、危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがありますので、速やかに必要な措置を講じられるよう条例第8条の規定により次のとおり助言・指導します。

なお、空き家等の所有（管理・占有）の状況等について事実と相違があり、もしくは変更が生じている場合又は既に必要な措置を施されている場合は、ご容赦願いますとともに、担当までご連絡くださるようお願いいたします。また、相当期間が経過した後もなお、空き家等が危険な状態にある場合は、条例第9条の規定により勧告を行います。

所有者等の氏名 および住所	
空き家等の所在 地および種別	
助言・指導の内 容	

担当：

第 号
年 月 日

様

秋田市長

印

空き家等の適正管理について（勧告）

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第8条の規定により、空き家等の適正管理について（助言・指導）（ 年 月 日付け 第 号）で通知しましたが、相当期間が経過してもなお、あなたが所有（管理・占有）する空き家等は、危険な状態のままとなっています。速やかに必要な措置を講じられるよう、条例第9条の規定により次のとおり勧告します。

なお、期限が経過した後もなお、空き家等が危険な状態にある場合は、条例第10条の規定により措置命令を行う場合があります。

所有者等の氏名 および住所	
空き家等の所在 地および種別	
勧告の内容	
期限	年 月 日

担当：

秋田市達第 号
年 月 日

様

秋田市長 印

空き家等の適正管理について（措置命令）

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第9条の規定により、空き家の適正管理について（勧告）（ 年 月 日付け 第 号）で勧告しましたが、期限が経過してもなお、あなたが所有（管理・占有）する空き家等は、危険な状態のままとなっています。速やかに必要な措置を講じられるよう、条例第10条の規定により次のとおり命令します。

なお、期限が経過した後もなお、空き家等が危険な状態にある場合は、条例第11条の規定により、公表を行う場合があります。

所有者等の氏名 および住所	
空き家等の所在 地および種別	
措置命令の内容	
期限	年 月 日
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として、（訴訟において秋田市を代表する者は、秋田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起</p>	

することができます。ただし、この処分について審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に当該訴えを提起することができます。

担当：

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田市長

印

空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、次のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、別添の空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第6号）に意見を記載して、提出してください。

件名	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先および提出期限	提出先： 提出期限： 年 月 日

担当：

年 月 日

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

（宛先）秋田市長

提出者 住所
氏名
電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印および電話番号）

秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号）
第11条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

件名	
公表の原因となる事実についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載し添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。